

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課) ……
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……

告示

● 東京都告示第二十三号
 東京都景観条例 (平成十八年東京都条例第百三十六号)
 第二十二條第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物を次のとおり選定する。

令和六年一月十六日

東京都知事 小池 百合子

名称 構造及び規模 所在地
 光風亭(旧馬場正 鉄筋コンクリー 世田谷区給田一丁目
 治烏山別邸) ト造、二階建て 三番四十二号

● 東京都告示第二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和六年一月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

- 一 公聴会を行う日時 令和六年一月二十四日(水曜日) 午後四時から
- 二 公聴会を行う場所 狛江市役所防災センター四階四〇一会議室 狛江市和泉本町一丁目一番五号
- 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当 (東京都立川合同庁舎二階) 立川市錦町四丁目六番三号 電話〇四二(五四八)二〇五六
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
 建築主住 狛江市和泉本町一丁目一番五号
 所氏名 狛江市
 建築敷地 狛江市和泉本町一丁目九百七十二番二ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域、第二種高度地区及び準防火地域
 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 倉庫業を営まない用途変更
 及び用途 倉庫 事務所

敷地面積 約一、二九八平方メートル
 増減なし

建築面積 約七七七平方メートル
 増減なし

延べ面積 約五五八平方メートル
 約二〇六平方メートル
 (合計約七六四平方メートル)

構造及び階数 鉄骨造 鉄骨造
 地上二階 地上一階

高さ 七・二五メートル 七・二五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

● 東京都告示第二十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年一月十六日

東京都知事 小池 百合子

一日時 令和六年一月二十九日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社聖徳不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 長谷目 知美

- (三) 主たる事務 台東区東上野二丁目十八番一号 群山所の所在地 ビル五階
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四二九五号
- (五) 免許年月日 令和元年十二月二十日

●東京都告示第二十六号

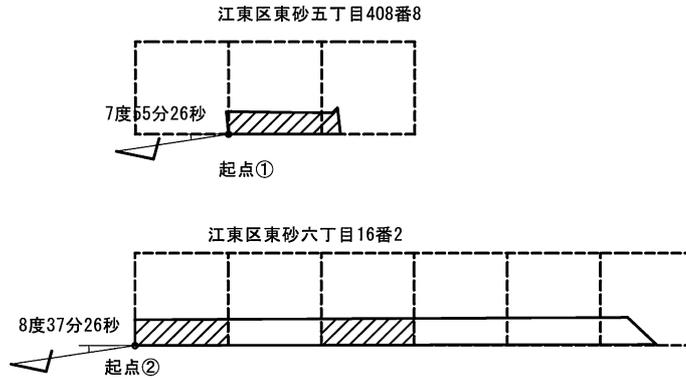
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂五丁目及び東砂六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

起点

起点①は江東区東砂五丁目408番8の最北端とする。

起点②は江東区東砂六丁目16番2の最北端とする。

格子の回転角度

起点①：7度55分26秒

起点②：8度37分26秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和六年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン江東深川店
二 店舗所在地 江東区深川一丁目六番二号
三 設置者名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目六番五号
五 変更前の設置者名 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社
六 変更後の設置者名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
七 変更を行った小売 株式会社ビック・ライス

業者の氏名又は名称

- 八 変更前の小売業者の住所 神奈川県横浜市青葉区柿の木台一番地十六
九 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市港北区北新横浜一丁目十二番地一
十 変更日 令和五年十月一日ほか
十一 届出日 令和五年十一月二十二日
十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三 縦覧期間 令和六年一月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 セレオ八王子北館
二 店舗所在地 八王子市旭町十七番二ほか
三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二番二ほか
五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか百二十五名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか百二十三名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社フロジャボンほか十一名
八 変更前の小売業者の住所 品川区西五反田二丁目七番十二号（クルカレアン株式会社）
九 変更後の小売業者 品川区東品川四丁目十二番六号

の住所

- 十 変更前の小売業者の代表者名 (クルカレアン株式会社) 村木 和義(株式会社フロジャボン)ほか
十一 変更後の小売業者の代表者名 高塚 賢二(株式会社フロジャボン)ほか
十二 変更日 令和五年九月一日ほか
十三 届出日 令和五年十一月三十日
十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五 縦覧期間 令和六年一月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 セレオ国分寺
二 店舗所在地 国分寺市南町三丁目二十番三号
三 設置者名 株式会社J-R中央線コミュニティデザイン
四 設置者住所 小金井市本町一丁目十八番十号
五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか五十五名
六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井ほか四十九名
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アンデルセンほか八名
八 変更前の小売業者の住所 千代田区平河町二丁目十六番一号（ロクシタンジャボン株式会社）ほか

八 変更前の小売業者の代表者名 岡田 尚也	七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ビオセボン・ジャポン株式会社	六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ビオセボン・ジャポン株式会社ほか三名	五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ビオセボン・ジャポン株式会社ほか三名	四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号	三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社	二 店舗所在地 港区海岸一丁目十番三十号ほか	一 店舗名 WATERS takeshiba (ウォーターズ竹芝)	十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十五 縦覧期間 令和六年一月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十三 届出日 令和五年十一月三十日	十二 変更日 令和五年九月一日ほか	十一 変更後の小売業者の代表者名 松本 真一(株式会社アンデルセン)ほか	十 変更前の小売業者の代表者名 磯部 進也(株式会社アンデルセン)ほか	九 変更後の小売業者の住所 千代田区麹町一丁目六番四号(ロクシタンジャパン株式会社)ほか	
十一 変更後の小売業者の代表者名 神山 恭子(株式会社船橋屋)ほか	十 変更前の小売業者の代表者名 渡辺 雅司(株式会社船橋屋)ほか	九 変更後の小売業者の住所 港区赤坂一丁目十二番三十二号(株式会社シドニー)ほか	八 変更前の小売業者の住所 杉並区高円寺南二丁目二十番十一号(株式会社シドニー)ほか	七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社船橋屋ほか七名	六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか七十二名	五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか七十五名	四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号	三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社	二 店舗所在地 江東区亀戸五丁目一番一号	一 店舗名 アトレ亀戸	十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十三 縦覧期間 令和六年一月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十一 届出日 令和五年十二月十三日	十 変更日 令和五年四月十四日	九 変更後の小売業者の代表者名 八木 盛之
十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十五 縦覧期間 令和六年一月十六日から同年五月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十三 届出日 令和五年十二月十三日	十二 変更日 令和五年九月一日ほか	十一 変更後の小売業者の代表者名 か	十 変更前の小売業者の代表者名 か	九 変更後の小売業者の住所 杉並区高円寺南二丁目二十番十一号(株式会社シドニー)ほか	八 変更前の小売業者の住所 杉並区高円寺南二丁目二十番十一号(株式会社シドニー)ほか	七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社船橋屋ほか七名	六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか七十二名	五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか七十五名	四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号	三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社	二 店舗所在地 江東区亀戸五丁目一番一号	一 店舗名 アトレ亀戸	

発行所 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

定価 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

